

平成 22 年度予算編成方針（案）

1 経済動向と国家財政の状況

平成 21 年の経済動向は、輸出や生産など一部に持ち直しの動きが見られ、景気の先行きは緩やかに持ち直していくことが期待されていますが、雇用情勢の一層の悪化や世界景気の下振れ懸念などの景気を下押しするリスクには留意する必要があります。財政面では、累次の景気対策に伴う国債の追加発行により、平成 21 年度の基礎的財政収支の赤字額は、対 GDP 比 8 % 程度と見込まれ、政府債務残高の対 GDP 比も 163 % 程度と見込まれるなど、主要先進国の中でひととき厳しい状況にあります。

このような中で行われた 8 月の総選挙の結果、民主党を中心とした連立政権による国政運営が行われることとなりました。民主党のマニフェストでは、地域主権を確立するため権限と財源を地方に大幅に移譲するとされ、国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付するなど、大きな制度変更が予想され、国の総予算 207 兆円の全面組替が行われようとしています。しかし、概算要求が出そろうのは 10 月中旬の見通しであり、現時点では国の予算の全体像の概要は明らかになっていません。

2 地方財政の状況

平成 21 年度の地方財政は、景気後退に伴い地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少するとともに、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、財源不足が大幅に拡大しています。

借入金残高も、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等によって急増し、平成 21 年度末には 197 兆円、対 GDP 比も 38.6 % となり、平成 3 年度から 2.8 倍、127 兆円の増となっています。

一方、世界的な金融危機に伴い景気や雇用情勢が急速に悪化する中、国民生活の不安を解消するとともに、地域の雇用を維持するため、「生活対策」、「生活防衛のための緊急対策」、「経済危機対策」等に基づき、国と連携して地域の実情に応じた対策を講じていくことが求められており、地域住民の要請に応じてその役割を適切に果たしていくために、徹底した行財政改革に取り組み、健全性の確保に留意した財政運営を図っていく必要があります。

3 本市財政の現状と予算編成方針

(1) 本市財政の現状

平成 20 年度決算における地方債残高は、一般会計と特別会計の合計で前年度より 116,933 千円減少し、地方財政健全化法に基づく財政指標は県内でトップ水準を維持しています。しかし、平成 20 年度の財政運営においては、市債残高の抑制に重点を置き減収補てん債の発行額を抑えたことなどにより、一般会計の実質単年度収支において、大規模災害によって赤字となった平成 16 年度より後では初めての赤字となり、財政運営上留意を要する状況です。

また、平成 21 年度は、経済危機対策に対応した補正予算を編成しましたが、当初予定していた事業の財源が十分確保されるか現時点で見通しは立っておらず、事業によっては財政負担増も予想されます。また、法人市民税収入は当初財政計画額が確保されるか今後の推移を見守る必要があります。新たな政策課題に対応できる弾力的な財政構造を構築するためには、

選択と集中による事業の重点化をさらに進化させることが必要となっています。

平成22年度当初予算編成においては以上のような状況から、予算要求額の算定が難しい事業もあると思われますが、国の予算の動向を注視しながら、市民生活に影響を与えることのないよう、必要な予算の当初計上に向けて予算編成作業に取り掛かる必要があります。

そこで、現時点では、現行制度を前提に予算編成作業を進めることとし、地財計画を含めて国からの最新情報が入り次第適宜修正をかけていくこととします。ただし、今後国が政策転換をしていく中で、地方の実質負担が増えることへの懸念等、依然不透明なところであり、これまで以上に各部局が主体的に施策・事業の再構築を図るなどの歳出改革を実施することとしてください。

なお、現時点での試算で、平成22年度当初予算編成における財源不足額は9億6千万円が見込まれており、これに見合う財源の調整と歳出の削減が必要な状況となっており、基金の枯渇による財政危機を回避するためにも、各部局が主体的に施策・事業の再構築を図るなど、歳出改革を実施することによって、健全な財政構造へのさらなる転換を図らなければなりません。

(2) 包括予算編成方式の継続実施

予算事務の効率化と財源の戦略的配分をさらに推進するため、施策経費、経常経費ともに包括予算編成方式(部局枠配分予算編成方式)を引き続き実施することとし、各部局が主体的に行う事業選択、効率化等をさらに推進することとします。また、施策及び経常経費を合わせた部局配分予算を超えない範囲で、相互調整を可能とします。

(3) 第四次新居浜市長期総合計画の総仕上げ

平成22年度は第四次長期総合計画の目標最終年度であり、目指す都市像を実現するために、基本計画で定めた成果目標を着実に達成できるよう、総仕上げに向けて「後期戦略プラン」や「新市建設計画」等を勘案しながら、重点的に取り組むべき施策を踏まえた予算を編成することとします。編成に当たっては、「行政評価システム」で得られた評価結果を効果性、効率性、有効性の視点で再検討し、検討結果が確実に反映された予算編成となるようシステム化することで、効果的な施策事業を実施する予算とします。

(4) 「新居浜市行政改革大綱2007」に基づく質の高い行政サービスの提供

「行政改革大綱2007(平成19年度～22年度)」に基づき、民間委託や民間移管、情報や通信のIT化等により行政管理経費の削減と事務の効率化に努め、迅速に丁寧で心のこもった行政サービスが提供できる職員の育成や職場環境に配慮しながら、市民満足度の向上を意識した事業を推進する予算編成を行うこととします。

平成 2 2 年度予算編成要領

1 予算編成に関する基本的事項

(1) 事務事業の重点化

「行政評価システム」の活用等により費用対効果分析の精度を高め、廃止・見直しを含めた選別・重点化を図り、より効果の高い事務事業へ経営資源を重点的に配分すること。特に、平成 2 2 年度は、第四次新居浜市長期総合計画期間の最終年度であり、総仕上げに向けて、行政評価の検討結果を活用し、効果的な予算配分となるよう重点化を図ること。

(2) 創意工夫による効率化

各部局の創意工夫により、事務事業の統合、廃止、手法の改善等を行い、一層の効率化、簡素化を推進すること。

(3) 計画的な予算編成

当初予算は年間を通じて予測される全ての財源と年度内に必要とされる全ての事業費を要求すること。原則として、制度改正に伴うもの 国・県の補助内示のあったもの 災害復旧事業等緊急を要するもの 以外は、年度途中における予算の補正は行わない。

(4) 財源の確保

市税、使用料等については、負担の公平性とより多くの財源を確保するため、引き続き徴収率の向上に努めること。使用料・手数料については、今年度の見直し結果を踏まえ、受益者負担の適正化を図ること。

国庫（県）支出金については、積極的に情報収集を行い、的確な見積りに努めること。

土地建物等の遊休資産については処分を検討し、財源の確保を図ること。

「新居浜市広告事業実施要綱」に基づき広告事業の積極的な活用を図ること。

(5) 議決機関等の指摘事項

議決機関（決算特別委員会等）、監査機関から指摘のあった事項については、精査を行い、予算要望すること。

2 予算編成の具体的事項

< 1 0 か年実施計画 >

平成 2 2 年度の 1 0 か年実施計画については、別途通知する「1 0 か年実施計画編成要領（平成 2 2 ~ 3 1 年度）」に基づき編成する。

< 経常経費 >

経常経費については、包括予算編成方式により、平成21年度当初予算額をベースに各部局に一般財源額を配分するので、あらゆる角度から事業内容の見直しを行い、その枠内で効率的・戦略的な予算編成に取り組むこととする。編成にあたっては別紙「平成22年度経常経費算定基準」を基本とする。

なお、各部局の一般財源枠配分額は別紙のとおり。

< 歳入に関する事項 >

歳入の見積りにあたっては、経済の状況、国・県の制度改正の動向、前年度実績、法令等を十分検討の上、積極的に財源の確保を図ること。

(1) 市税

市税は、歳入の大宗となる重要な財源であり、その収入状況は行財政運営に多大な影響を及ぼすことから、個人所得の状況、企業実績、制度改正等の動向を勘案し、的確な収入見込み額を計上すること。また、税負担の公平を期すため課税客体の捕捉漏れを防ぐとともに、滞納整理の早期着手、計画的な取り組みなど徴収率の向上に最大限の努力を払うこと。

(2) 使用料等

使用料は公の施設等の利用の対価として特定の利用行為の応益性に着目して徴するもの、また、手数料は特定の行政サービス（役務提供）に対する実費弁償的なものとして徴するものであることから、住民負担の公平性及び受益者負担の原則を基本に毎年度のコスト計算等により、受益者の負担割合、単価基礎等適正な水準にあるかについて常に検証し、適正化に努めること。

また、各施設に設置されている自動販売機に係る使用料についても漏れなく計上すること。

(3) 国（県）支出金

国（県）支出金については、国・県の動向を十分に見極めながら、積極的な確保に努めること。ただし、補助事業ということで安易に対応することなく、必要性・事業効果等について十分に検討すること。国の制度変更等によって、当初予算要求後に協議が必要となった場合は、速やかに財政課と協議すること。

(4) 市債

事業推進上、市債は有効な財源であるが、発行による公債費の後年度負担の増加は、施策事業費への投与財源の減少に結びつくことから、プライマリーバランスに留意し、対象事業の厳選を行い、市債残高の累増の抑制を基調に調整を行う。活用にあたっては適債性や交付税措置について財政課と十分協議の上見積もること。

(5) その他の収入

財産収入、諸収入等については、制度改正、使用状況、実績、金利の動向等を勘案し、金額の多少にかかわらず的確な捕捉に努め、財源の確保を図り、増収に努めること。特に、遊休資産についてはその有効活用について幅広く検討し、処分可能なものは引き続き積極的な取り組みを進めること。

その他、経常的な収入については、金額の多少にかかわらず、予算要求すること。

< 歳出に関する事項 >

事業の選択にあたっては、事業の効果、経済性等に十分留意し、「10か年実施計画」、「新市建設計画」に基づき具体的な計画に立脚したもの及び市民生活への関連性が高く緊急性のある事業並びに地域経済の活性化に資する事業を優先すること。限られた財源をより効果的・効率的に投入するために、「行政評価システム」を活用し、各事務事業の施策目標に対する貢献度を明確にすることで、より効果の高い事務事業へ重点的な財源配分を行うこと。

また、各部局の創意と工夫によって、事務事業の重点化と経費の効率化を図り、事務の簡素・合理化等に積極的に努めること。コスト削減、手法改善等、効果効率的な執行に努めるほか、執行段階における競争の促進や経済の動向、人事院勧告などを勘案した単価の適正化、入札の状況などに十分留意すること。

なお、国・県補助負担金等の廃止・縮小が行われた事務事業は、内容を精査し、安易な市単独事業への振替は原則として行わないこととする。

(1) 人件費

人件費は、削減が困難な義務的経費であるため、財政を圧迫する要因の一つであると同時に市民が最も関心を示すものであり、常にその動向に留意しなければならない経費である。このことから、定員管理の適正化等を強力に推進し、人件費の抑制を図ることとする。

(2) 扶助費

社会保障関係経費については、国の制度改正の動向に十分留意するとともに、決算や支出状況を踏まえ、適正な見積もりを行うこと。

また、法令で義務付けられているもの以外については、市が担うべきサービスの範囲や水準が適正なものであるか検証を行い、必要な見直しを行うこと。

(3) 物件費その他

施策費、公共事業及び単独事業の事務費に係る物件費その他経費についても、経常経費算定基準に基づき算定することとし、複写機使用料等の共通経費への予算計上を優先することとする。

また、エコアクションプランに基づく個別目標が設定されている、電気、灯油、水道等については目標に基づき算出すること(ニームシステム文書マニュアル参照)。

(4) 負担金、補助金及び交付金

会費的な負担金は、加入している協議会等の効果について再度見直しを行い、類似団体への加入や行政効果の低下したものについては、加入を取りやめることとする。

補助金のうち審査会が公開審査する補助金については、審査会により決定することとする。

(5) 投資的経費

事業の選択にあたっては、重点化・効率化等を勘案し「第四次長期総合計画（後期戦略プラン）」「新市建設計画」に基づく具体的計画に立脚したもので市民生活への関連性が高く、かつ緊急性のある事業を優先する。

< 事務事業見直しにあたっての留意点 >

(1) 市民要望への対応

市民要望は適切に把握されているか（現場を確認しているか）。

特定の個人や団体の要望を市民要望と受け取っていないか。

受益者が特定され、全体に還元されていないものはないか。

(2) 事業実施時期の妥当性

事業実施の時機を得ているか。

緊急性、必要性などについて十分検討されているか（社会経済情勢の変化と関わりなく、漫然と要求していないか）。

すでに目的を達成していないか。

(3) 行政関与の妥当性

民間等で同種の事業が実施されていないか。

市が関与すべき範囲を越えていないか（過剰サービスとなっていないか）。

(4) 効果・効率性

市民にとって、明らかな行政効果があがっているか。

利用者や利用率が減少していないか。

より効率的な手段や方法はないか。

類似の事務事業について統合することはできないか

他の部局で同種の事業はないか。

(5) 適正な受益者負担

サービスを受けていない市民との公平性に問題はないか。

無料または負担が少ないことから、本来必要のない利用者を生み出していないか。

行政コスト、事業目的等に照らして、適正な受益者負担金の設定となっているか。

3 特別会計に関する事項

特別会計の予算編成に当たっては、一般会計に準じて行うものとするが、個々の会計の性格を再度認識し、自己財源の確保を図り、法令上特に定めのあるもの及び繰出し基準に定めるもの等制度上の繰入金を除き、財源不足を安易に一般会計に求めることなく、事業の徹底した見直しと事業収入の確保に努めること。

4 予算の調整

本通知は、国の平成22年度概算要求基準等を前提に作成された、平成22年度地方財政収支の仮試算をベースとしているため、国の平成22年度の地方財政計画の詳細が明らかになった段階、あるいは、今後の国の予算編成の動向等によって、再度の予算調整が必要となる場合がある。

5 その他

- (1) 公費により管理運営している特殊法人については、本市の予算編成に準じたものとし、予算を安易に公費に求めることなく、自主事業の展開による財源の確保、事務事業の重点化と経費の効率化を図り、事務の簡素・合理化等に積極的に努めること。
- (2) リース契約等について、債務負担行為なしで長期継続契約が可能となっている。 条例、規則、運用基準を確認の上、長期継続契約を行う場合は、10月30日までに「長期継続契約に係る協議書」を契約課に提出すること（承認通知は11月13日頃）。

平成22年度 10か年財政計画（一般財源ベース）平成21年9月

（千円）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(H22～31合計)	
歳入	市 税	19,968,847	17,907,000	18,023,000	18,052,000	17,832,000	17,896,000	17,956,000	17,694,000	17,806,000	17,923,000	17,698,000	17,824,000	178,704,000
	地 方 交 付 税	2,628,358	5,459,951	5,538,000	5,135,000	4,966,000	5,090,000	4,944,000	4,713,000	4,568,000	4,702,000	4,707,000	4,668,000	49,031,000
	譲 与 税 ・ 交 付 金	2,025,817	1,775,689	1,992,000	1,989,000	1,985,000	1,972,000	1,958,000	1,945,000	1,932,000	1,919,000	1,919,000	1,919,000	19,530,000
	市 債	2,066,037	2,493,308	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	18,350,000
	繰 越 金 ・ そ の 他	1,224,720	1,127,864	1,065,960	1,007,960	1,007,960	1,014,960	1,009,960	1,002,960	1,021,960	1,033,960	1,042,960	1,031,960	10,240,600
	繰 入 金	957,652	1,522,964	975,243	87,577	910,160	909,182	1,080,159	1,195,584	691,002	300,000	300,000	300,000	6,748,907
歳入一般財源計	28,871,431	30,286,776	29,429,203	28,106,537	28,536,120	28,717,142	28,783,119	28,385,544	27,853,962	27,712,960	27,501,960	27,577,960	282,604,507	
経常経費充当一財	21,165,439	22,980,017	21,592,774	21,332,114	21,720,687	22,192,728	21,985,062	21,632,079	21,383,856	21,083,803	20,957,756	20,790,176	214,671,035	
10か年投与財源（ - ）	7,705,992	7,306,759	7,836,429	6,774,423	6,815,433	6,524,414	6,798,057	6,753,465	6,470,106	6,629,157	6,544,204	6,787,784	67,933,472	
10か年査定額	6,370,590	7,306,759	7,836,429	6,774,423	6,815,433	6,524,414	6,798,057	6,753,465	6,812,091	6,777,658	6,759,315	6,818,278	68,669,563	
財源不足額（ - ）	1,335,402	0	0	0	0	0	0	0	341,985	148,501	215,111	30,494	736,091	
財政調整基金残高	4,310,368	3,064,111	2,362,896	2,549,347	2,113,215	1,678,061	1,071,930	250,374	0	0	0	0		

見直しのポイント

- 1 平成21年度9月補正予算を反映し歳入歳出を見直し
- 2 平成21年度普通交付税算定結果を反映
- 3 平成22年度地方財政収支見通しを反映させ臨時財政対策債を見直し



平成31年度までの財源不足額は 7億4千万円

財政調整基金は、平成21年度末で31億円の見込み

これまでの成果

平成16年5月	116億円(H16～25)	平成19年3月	21億円(H19～28)
平成16年11月見直し	133億円(H16～25)	平成19年9月見直し	21億円(H19～28)
平成17年5月	83億円(H17～26)	平成20年3月	15億円(H20～29)
平成17年10月見直し	80億円(H17～26)	平成20年9月見直し	1億円(H20～29)
平成18年3月	42億円(H18～27)	平成21年3月	18億円(H21～30)
平成18年10月見直し	27億円(H18～27)	平成21年9月見直し	7億円(H22～31)

平成21年度 10か年財政計画（一般財源ベース）H21.9月（基金調整）

（3月補正後）

単位:千円

(A) 3月策定時の

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(H22～31合計)	(H21～30合計)	増減
歳入	市 税	19,968,847	17,907,000	18,023,000	18,052,000	17,832,000	17,896,000	17,956,000	17,694,000	17,806,000	17,923,000	17,698,000	17,824,000	178,704,000	178,987,000	▲ 283,000
	地方譲与税	397,801	379,000	379,000	379,000	379,000	379,000	379,000	379,000	379,000	379,000	379,000	379,000	3,790,000	3,790,000	0
	利子割交付金	90,761	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	1,100,000	1,100,000	0
	配当割交付金	24,837	33,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	240,000	295,000	▲ 55,000
	株式等譲渡所得割交付金	12,692	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	90,000	90,000	0
	地方消費税交付金	1,098,318	900,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	11,480,000	11,280,000	200,000
	ゴルフ場利用税交付金	47,830	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	380,000	380,000	0
	自動車取得税交付金	122,728	79,000	79,000	79,000	79,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	1,166,000	1,119,000	47,000
	地方特例交付金	205,516	200,689	178,000	175,000	124,000	111,000	97,000	84,000	71,000	58,000	58,000	58,000	1,014,000	1,199,000	▲ 185,000
	地方交付税	2,628,358	5,459,951	5,538,000	5,135,000	4,966,000	5,090,000	4,944,000	4,713,000	4,568,000	4,702,000	4,707,000	4,668,000	49,031,000	55,153,000	▲ 6,122,000
	普通交付税	1,848,940	4,759,951	4,838,000	4,435,000	4,266,000	4,390,000	4,244,000	4,013,000	3,868,000	4,002,000	4,007,000	3,968,000	42,031,000	48,153,000	▲ 6,122,000
	特別交付税	779,418	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	7,000,000	7,000,000	0
	交通安全対策特別交付金	25,334	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	270,000	270,000	0
	国庫支出金外	3,882	16,173	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,173	▲ 16,173
	財産収入	99,529	46,880	46,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	108,800	148,800	▲ 40,000
	繰入金	957,652	1,522,964	975,243	87,577	910,160	909,182	1,080,159	1,195,584	691,002	300,000	300,000	300,000	6,748,907	8,398,858	▲ 1,649,951
	財調繰入金	493,713	1,496,257	951,215	63,549	686,132	685,154	856,131	1,071,556	500,374	250,000	250,000	250,000	5,564,111	6,819,468	▲ 1,255,357
	減債繰入金	463,939	26,707	24,028	24,028	224,028	224,028	224,028	124,028	190,628	50,000	50,000	50,000	1,184,796	1,579,390	▲ 394,594
	繰越金	982,813	950,731	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	9,000,000	9,000,000	0
	諸収入	138,496	114,080	119,080	101,080	101,080	108,080	103,080	96,080	115,080	127,080	136,080	125,080	1,131,800	1,120,800	11,000
市債	2,066,037	2,493,308	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	18,350,000	11,190,900	7,159,100	
減収補てん償	1,100,000	994,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	994,000	▲ 994,000	
臨時財政対策債	966,037	1,499,308	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	18,350,000	10,196,900	8,153,100	
歳入一般財源計①	▲ 4.2	4.9	▲ 2.8	▲ 4.5	1.5	0.6	0.2	▲ 1.4	▲ 1.9	▲ 0.5	▲ 1.3	▲ 0.5	28,871,431	30,286,776	▲ 934,024	
経常	28,871,431	30,286,776	29,429,203	28,106,537	28,536,120	28,717,142	28,783,119	28,385,544	27,853,962	27,712,960	27,501,960	27,577,960	282,604,507	283,538,531	▲ 934,024	
経常経費充当一財②	▲ 11.2	8.6	▲ 6.0	▲ 1.2	1.8	2.2	▲ 0.9	▲ 1.6	▲ 1.1	▲ 1.4	▲ 0.6	▲ 0.8	21,165,439	22,980,017	▲ 1,208,774	
10か年投与財源(①-②)③	22.6	▲ 5.2	7.2	▲ 13.6	0.6	▲ 4.3	4.2	▲ 0.7	▲ 4.2	2.5	1.1	2.4	7,705,992	7,306,759	274,750	
10か年査定額④	21.5	7.7	7.8	▲ 21.5	0.7	▲ 5.0	4.9	▲ 0.8	1.0	▲ 0.6	▲ 0.9	0.7	6,370,590	6,858,647	▲ 818,678	
別枠⑤	0	448,112	439,520	965,000	965,000	965,000	965,000	965,000	965,000	965,000	965,000	965,000	9,124,520	9,119,677	4,843	
財源不足額(収支)⑥(③-④-⑤)	1,335,402	0	0	0	0	0	0	0	▲ 341,985	▲ 148,501	▲ 215,111	▲ 30,494	▲ 736,091	▲ 1,824,676	1,088,585	

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度
財政調整基金	積立て	2,669	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
	取崩し	493,713	1,496,257	951,215	63,549	686,132	685,154	856,131	1,071,556	500,374	250,000	250,000	250,000
	年度末残高	4,310,368	3,064,111	2,362,896	2,549,347	2,113,215	1,678,061	1,071,930	250,374	0	0	0	0
減債基金	積立て	0	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	取崩し	463,939	26,707	24,028	24,028	224,028	224,028	224,028	124,028	190,628	50,000	50,000	50,000
	年度末残高	661,503	684,796	710,768	736,740	562,712	388,684	214,656	140,628	0	0	0	0

減債儿一儿分 104,263 26,707 24,028 24,028 24,028 24,028 24,028 24,028 20,631 11,888 0 0

平成21年度 10か年財政計画（一般財源ベース）H21.9月（不足額明示）
 （決算）（9月補正後）

単位:千円

3月策定時の

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(H22～31合計)	(H21～30合計)	増減	
歳入	市税	19,968,847	17,907,000	18,023,000	18,052,000	17,832,000	17,896,000	17,956,000	17,694,000	17,806,000	17,923,000	17,698,000	17,824,000	178,704,000	178,987,000	▲ 283,000	
	地方譲与税	397,801	379,000	379,000	379,000	379,000	379,000	379,000	379,000	379,000	379,000	379,000	379,000	379,000	3,790,000	3,790,000	0
	利子割交付金	90,761	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	110,000	1,100,000	1,100,000	0
	配当割交付金	24,837	33,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	240,000	295,000	▲ 55,000
	株式等譲渡所得割交付金	12,692	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	90,000	90,000	0
	地方消費税交付金	1,098,318	900,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	1,148,000	11,480,000	11,280,000	200,000
	ゴルフ場利用税交付金	47,830	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	380,000	380,000	0
	自動車取得税交付金	122,728	79,000	79,000	79,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	1,166,000	1,119,000	47,000
	地方特例交付金	205,516	200,689	178,000	175,000	124,000	111,000	97,000	84,000	71,000	58,000	58,000	58,000	58,000	1,014,000	1,199,000	▲ 185,000
	地方交付税	2,628,358	5,459,951	5,538,000	5,135,000	4,966,000	5,090,000	4,944,000	4,713,000	4,568,000	4,702,000	4,707,000	4,668,000	4,668,000	49,031,000	55,153,000	▲ 6,122,000
	普通交付税	1,848,940	4,759,951	4,838,000	4,435,000	4,266,000	4,390,000	4,244,000	4,013,000	3,868,000	4,002,000	4,007,000	3,968,000	3,968,000	42,031,000	48,153,000	▲ 6,122,000
	特別交付税	779,418	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	7,000,000	7,000,000	0
	交通安全対策特別交付金	25,334	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	270,000	270,000	0
	国庫支出金外	3,882	16,173	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,173	▲ 16,173
	財産収入	99,529	46,880	46,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	108,800	148,800	▲ 40,000
	繰入金	957,652	1,522,964	24,028	24,028	24,028	24,028	24,028	24,028	24,028	20,631	11,888	0	0	176,687	1,568,470	▲ 1,391,783
	財調繰入金	493,713	1,496,257	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,365,076	▲ 1,365,076
	減債繰入金	463,939	26,707	24,028	24,028	24,028	24,028	24,028	24,028	24,028	20,631	11,888	0	0	176,687	203,394	▲ 26,707
	繰越金	982,813	950,731	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	9,000,000	9,000,000	0
	諸収入	138,496	114,080	119,080	101,080	101,080	108,080	103,080	96,080	115,080	127,080	136,080	125,080	125,080	1,131,800	1,120,800	11,000
市債	2,066,037	2,493,308	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	18,350,000	11,190,900	7,159,100	
減収補てん債	1,100,000	994,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	994,000	▲ 994,000	
臨時財政対策債	966,037	1,499,308	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	1,835,000	18,350,000	10,196,900	8,153,100	
歳入一般財源計①	▲ 4.2	4.9	▲ 6.0	▲ 1.5	▲ 1.4	0.7	▲ 0.4	▲ 1.9	▲ 0.1	0.9	0.1	▲ 0.5	▲ 0.5	276,032,287	276,708,143	▲ 675,856	
経常	▲ 11.2	8.6	▲ 6.0	▲ 1.2	1.8	2.2	▲ 0.9	▲ 1.6	▲ 1.1	▲ 1.4	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.8	214,671,035	215,879,809	▲ 1,208,774	
10か年投与財源(①-②)③	22.6	▲ 5.2	▲ 5.8	▲ 2.5	▲ 11.6	▲ 4.9	1.8	▲ 2.8	3.9	9.3	7.7	2.3	2.3	61,361,252	60,828,334	532,918	
10か年事業費④	21.5	7.7	7.8	▲ 21.5	0.7	▲ 5.0	4.9	▲ 0.8	1.0	▲ 0.6	▲ 0.9	0.7	0.7	59,545,043	60,363,721	▲ 818,678	
別枠⑤	6,370,590	6,858,647	7,396,909	5,809,423	5,850,433	5,559,414	5,833,057	5,788,465	5,847,091	5,812,658	5,794,315	5,853,278	5,853,278	9,124,520	9,119,677	4,843	
財源不足額(収支)⑥(③-④-⑤)	1,335,402	0	▲ 951,215	▲ 63,549	▲ 886,132	▲ 885,154	▲ 1,056,131	▲ 1,171,556	▲ 1,012,356	▲ 436,613	▲ 515,111	▲ 330,494	▲ 330,494	▲ 7,308,311	▲ 10,151,321	2,843,010	

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度
財政調整基金	積立	2,669	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
	取崩し	493,713	1,496,257						0	0	0	0	0
	年度末残高	4,310,368	3,064,111	3,314,111	3,564,111	3,814,111	4,064,111	4,314,111	4,564,111	4,814,111	4,814,111	5,064,111	5,064,111
減債基金	積立	0	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	取崩し	463,939	26,707	24,028	24,028	24,028	24,028	24,028	24,028	20,631	11,888	0	0
	年度末残高	661,503	684,796	710,768	736,740	762,712	788,684	814,656	840,628	869,997	878,740	919,997	928,740

減債儿一儿分 104,263 26,707 24,028 24,028 24,028 24,028 24,028 24,028 24,028 20,631 11,888 0 0

平成22年度 10か年財政計画 (増減) H21.9月策定 - H21.3月策定 (基金調整)

単位:千円

(A)-(B)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
歳	市 税	134,630	▲ 200,000	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 283,000		
	地 方 譲 与 税	1,801	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	利 子 割 交 付 金	▲ 19,239	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	配 当 割 交 付 金	3,837	▲ 46,000	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 55,000		
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	▲ 7,308	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	地 方 消 費 税 交 付 金	70,318	▲ 48,000	0	0	0	0	0	0	0	0	200,000		
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	9,830	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	自 動 車 取 得 税 交 付 金	▲ 3,272	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47,000		
	地 方 特 例 交 付 金	0	▲ 42,311	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 185,000	
	地 方 交 付 税	79,418	1,379,951	▲ 814,000	▲ 761,000	▲ 1,018,000	▲ 892,000	▲ 809,000	▲ 799,000	▲ 734,000	▲ 547,000	▲ 336,000	▲ 6,122,000	
	普通 交 付 税	0	1,379,951	▲ 814,000	▲ 761,000	▲ 1,018,000	▲ 892,000	▲ 809,000	▲ 799,000	▲ 734,000	▲ 547,000	▲ 336,000	▲ 6,122,000	
	特 別 交 付 税	79,418	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	▲ 1,666	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	国 庫 支 出 金 外	▲ 1,417	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 16,173	
	財 産 収 入	22,649	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 40,000	
	入	繰 入 金	416,164	131,181	326,062	▲ 403,065	▲ 27,463	▲ 120,885	▲ 124,816	▲ 208,509	508	0	0	▲ 1,649,951
		財 調 繰 入 金	0	131,181	326,062	▲ 403,065	72,537	▲ 20,885	▲ 24,816	▲ 8,509	▲ 81,605	0	0	▲ 1,255,357
減 債 繰 入 金		416,164	0	0	0	▲ 100,000	▲ 100,000	▲ 100,000	▲ 200,000	82,113	0	0	▲ 394,594	
繰 越 金		729	50,731	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
諸 収 入	▲ 24,078	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,000		
市	債 償	▲ 733,263	▲ 892	868,700	868,700	868,700	868,700	868,700	868,700	868,700	868,700	868,700	7,159,100	
	減 税 補 て ん 債	▲ 733,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 994,000	
	臨 時 財 政 対 策 債	▲ 263	▲ 892	868,700	868,700	868,700	868,700	868,700	868,700	868,700	868,700	868,700	8,153,100	
歳入一般財源計 ①	▲ 50,867	1,224,660	380,762	▲ 295,365	▲ 176,763	▲ 144,185	▲ 65,116	▲ 138,809	135,208	321,700	532,700	▲ 934,024		
経 常	経常経費充当一財 ②	▲ 928,359	1,373,892	174,149	▲ 125,645	▲ 115,775	▲ 80,559	▲ 2,372	▲ 75,886	▲ 57,269	▲ 64,659	▲ 44,809	▲ 1,208,774	
10か年投与財源 (① - ②) ③	877,492	▲ 149,232	206,613	▲ 169,720	▲ 60,988	▲ 63,626	▲ 62,744	▲ 62,923	192,477	386,359	577,509	274,750		
10か年査定額④	▲ 457,910	▲ 149,232	808,378	▲ 93,435	▲ 84,703	▲ 87,341	▲ 86,459	▲ 86,638	▲ 11,293	▲ 11,293	▲ 11,293	▲ 818,678		
別 枠 ⑤	0	0	▲ 601,765	▲ 76,285	23,715	23,715	23,715	23,715	23,715	23,715	23,715	4,843		
財源不足額 (収支) ⑥ (③ - ④ - ⑤)	1,335,402	0	0	0	0	0	0	0	180,055	373,937	565,087	1,088,585		

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
財政調整基金	積立	▲ 9,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取崩し	0	131,181	326,062	▲ 403,065	72,537	▲ 20,885	▲ 24,816	▲ 8,509	▲ 81,605	0
	年度末残高	▲ 9,100	▲ 140,281	▲ 466,343	▲ 63,278	▲ 135,815	▲ 114,930	▲ 90,114	▲ 81,605	0	0
減債基金	積立	▲ 1,723	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	取崩し	416,164	0	0	0	▲ 100,000	▲ 100,000	▲ 100,000	▲ 200,000	82,113	0
	年度末残高	▲ 417,887	▲ 417,887	▲ 417,887	▲ 417,887	▲ 317,887	▲ 217,887	▲ 117,887	82,113	0	0

10か年実施計画（平成22～31年度）編成要領

1 目的

第四次新居浜市長期総合計画は、目指す都市像を「～共に創ろう～心と技と自然が調和した誇れる新居浜」と掲げ、その目標年度を平成22年度としている。10か年実施計画は、この目指す都市像を実現するために、6つのまちづくりの目標の具現化、42の施策の大綱の目的達成のために必要な基本的施策を体系的に示す基本計画を、具体的に推進するために策定している。

第四次長期総合計画は、平成17年度に「選択と集中」をキーワードとして基本計画の見直しを行い、基本計画の統廃合、優先順位付けや重点項目の設定など、より実行可能な計画として後期戦略プランを策定した。平成18年度からの5年間は、この後期戦略プランに則ってまちづくりを進めているが、この10か年実施計画は、長期総合計画の進行管理を行うための基礎資料であり、まちづくりの確実な推進を担保していくためのものである。

10か年実施計画の編成にあたっては、このことを充分認識し、各まちづくりにおける優先順位に則った事業予算の配分を行うこととする。なお、第四次長期総合計画は、その目標年度まで残り2年を切り、総仕上げを行う時期となっているため、平成22年度については、このことを念頭に入れた計画とすること。

平成22年度要望についても、昨年度に引き続き予算要望システムにより要望することとする。予算要望システムは、行政評価システムと連動しており、事務事業の目的、対象を的確に押さえ、活動及び成果指標の目標数値を明確に設定することにより、事務事業の確実な進行管理、着実な事業推進を図ることができる。また、各指標による評価を行うことにより、より精度の高い目標設定が可能となり、事務事業の見直しを図ることができることから、限られた財源を効率よく、効果的に投入することで、財政的に非常に厳しい中においても、現在進めている大型プロジェクトを継続実施できる体制を整えていく。

昨年度も予算編成時にシーリングをかけた予算要望であったが、現在の10か年実施計画掲載事業全てを実施するには、財政調整基金及び減債基金を全額取り崩しても、なお約7億円の財源不足が生じる結果となっており、また、未掲載の懸案事項もあることから、今年度も引き続き、更に強い決意で「創造の10年へ！5%の行政経営改革」を進めていかなければならない。また、平成22年度の編成における事業選択にあたっては、各部局において事業の優先順位を明確にすることにより、各部局責任執行体制のもと、目的意識を持った予算要望、事業執行を行っていくこととする。

2 策定方法

平成22年度から平成31年度の10か年の実施計画を策定する。

初年度から3か年（今回は平成22年度～24年度）については、事業内容、節ごとの金額及び積算基礎の精度の高いものとする。

4年目以降（今回は平成25年度～31年度）については、事業内容がわかる程度の内容とする。内容に変更がない場合は、昨年度の入力をそのまま生かす。

3 要望内容

(1) 10か年実施計画の編成にあたり、別途提示する部局の枠配分を上限として要望すること。この枠配分は、平成20年度第13回庁議(平成21年3月27日開催)において内示した10か年実施計画を基本として、その後に企画財政会議等で決定された事業等の増減を反映して作成している。なお、31年度については、22年度から30年度(22年度は、市が認定する補助金を除いた額とする。)の間の部局の最高額、最低額を除いた年度の平均額としている。

なお、年度ごとの部局の枠配分については、後年度に積み残して要望することはできないが、前倒しは認められない。

また、企画財政会議等で部局枠配分外での増額が認められた事務事業及び新規搭載が認められた事務事業について、承認された枠外分(一般財源の増額分)を減額して要望を行う場合は、その差額は部局で活用できないので、その旨留意すること。

(その差額分を財源として、他の事務事業の増額は認められない。)

最終年度(平成31年度)の要望においては、何年間に1度予算が発生する事業又は何年間に1度増額が必要となる事業で枠配分内に納められない明確な理由がある場合は、別途協議を行うこと。

各部局の枠配分の詳細については、共通フォルダ 10か年 H22 「部局枠配分」内に掲載しているので、参照すること。

平成20年度第13回庁議で行った当初内示からの変更内容を同所に掲載。

補助金について

・補助金公募制度の見直しに伴い、市が認定する補助金については、原則、部局枠配分の中で調整することとなったことから、平成22年度のみについて、平成21年度の内示額を枠配分しているので、認定補助金の要望(平成22年度分のみ)を忘れないこと。

・補助事業公募審査会が公開審査する補助金については、従前どおり部局を超えた補助金総額の中で予算編成を行うので、各部局の枠配分には含まれていない。よって、この補助金の平成22年度分の予算要望入力については、同審査会事務の終了後に再度入力依頼を行う。

昨年度の予算要望において、予算査定に間に合わず、枠配分を超えて枠外要望を行った部局については、その枠外要望額を差し引いた額を部局の枠配分としている。

(2) 要望にあたっては、5月1日第2回庁議、9月30日第7回庁議で各部局より示された「創造の10年へ! 5%の行政経営改革」の計画を盛り込んだ内容とすること。なお、「創造の10年へ! 5%の行政経営改革」の考え方は、經常経費及び施策経費の合計の歳出総額に対するものなので、10か年実施計画掲載事業以外の經常経費についても価値創造という視点に立って、引き続き、強力に行政経営改革に取り組むこと。

(3) 事業の見直しにあたっては、行政評価の結果を踏まえたものとする。また、事業内容の見直し、精査、実施年度の変更、事業ボリュームを絞るという方法では限界があるため、事業自体の取舍選択を考えること。

(4) 今年度予算要望においては、要望時には(1)にあるように、枠配分を上限として

要望していただくが、約7億円の財源不足を解消するために、また、財政調整基金の現在高を常時30億円維持する目標の達成のために、査定において、枠配分額の95%を目標に査定する。よって、予算要望内容の熟度の低いものについては、ゼロ査定もありえるので、要望にあたっては事業内容の熟度を高めることを旨とすること。

- (5) 現下の厳しい財政事情については、昨年度来、再三示してきたとおりなので、予算要望にあたっては、各職員が充分認識、理解するよう、各部局課所において改めて周知徹底すること。

4 長期総合計画における成果測定

要望事務事業は、長期総合計画における成果測定の参考とするため、各事業における成果指標、活動指標は明確に設定すること。

5 部局の予算編成及び執行方針

各部局において、平成22年度の予算要望（経常経費含む）を行うにあたって立てた主な予算編成方針及び平成22年度の執行方針（主要施策の概要）を長期総合計画のまちづくり、施策の大綱、基本計画ごとに区分して作成すること。（5ページ表「平成22年度部局の予算編成及び執行方針」）なお、この方針は平成22年度施政方針の元原稿となることから、平成21年度の施政方針を参照し、同様な様式、語調で作成すること。

6 平成22年度予算要望の変更協議書（10か年実施計画書提出以後の変更）

10か年実施計画書提出以後、次の要素により要望内容に変更が生じた事業については、変更協議書の提出（要望の変更）を認める。

(1) 国・県の制度改正等によるもの

(2) 10か年要望後、企画財政会議及び決裁で承認されたもの

なお、変更協議書の提出の時期については、別途スケジュールのとおり、11月中旬を目途とする。（通知は、別途行う。）

7 様式及び提出期限

- (1) 10か年実施計画書については、ポータル内のアプリケーション「行政評価システム」を起動して使用すること。入力後、様式を1部打ち出し、部局で取りまとめて、財政課に提出すること。

入力・出力の方法については、共通フォルダ 10か年 H22 内にある「行政評価システムマニュアル（入出力編）」参照すること。

行政評価システム入力の注意事項等

マニュアルを熟読し、前述しているが、次の事項に特に留意すること。

- ・「事業の概要」「事務事業の内容」は、事業目的とその内容が適切に、かつ明確に理解できること。
- ・「活動指標」「成果指標」は、適正な指標を定めるとともに、必ず前年度（20年度）までの実績を入力（確認）すること。（本年度についても入力可能な事業

については実績を入力すること。)

- ・「明細ページ」の要望根拠は、当初3か年については、節ごとの金額及びその積算根拠を詳細に入力すること。

部局における10か年の要望状況の集計を出力できるようにシステムを変更しているので、参考にする。

- (2) 予算編成及び執行方針については、共通フォルダ 10か年 H22 「予算編成及び執行方針」内に部局名を付けて保存し、総合政策課に提出すること。(同所に、参考資料として、平成21年度の施政方針を掲載しているので、前述しているとおり、これを参照して、同様な様式、語調で作成すること)
- (3) 10か年実施計画書(様式1-1、様式1-2、様式2)及び予算編成及び執行方針の紙ベースでの提出部数は1部とする。なお、様式2については、当初3か年分のみの提出とする。また、添付資料については、A4サイズ(両面使用)に統一し、事務事業ごとに通し番号を付けること。(添付資料は必要最小限とする。)なお、実施計画書の提出後は、行政評価システムの内容を変更しないこと。
- (4) 10か年実施計画書及び予算編成及び執行方針の提出期限は10月30日(金)午後5時15分とする。(期限厳守)

8 ヒアリング

- (1) 担当者事務ヒアリングは、当初3か年分を中心に、全体的な流れを把握するために、10か年分について聞き取りを行う。
- (2) 3-(4)で記述しているように要望内容については、事業内容を充分検討の上、要望の熟度を高めておくこと。
- (3) 市長ヒアリングは、平成22年度計画(予算)の内容を対象とする。

9 内示

新計画は、平成21年度決算状況の見直しを確認後、庁議で内示する。ただし、平成22年度分については、平成22年1月に内示する。

10 内示までのスケジュール

平成22年度当初予算編成方針を参照すること。

平成22年度 部局の予算編成及び執行方針

部局名 ()

まちづくり名	方針 (施策の大綱・基本計画別)

- (注) ・長期総合計画(後期戦略プラン)のまちづくり、施策の大綱及び基本計画ごとに記入すること。
・平成21年度施政方針を参照し、同様な様式、語調で作成にすること。